

令和7年度 教育本部理事会

令和7年（2025年）5月9日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
508 S A Jデモンストレーター選出基準及び要領 1. この基準は、本連盟公認規程及び教育本部規程第3条第4項に基づき、S A Jデモンストレーターの選考に関する必要な事項を定める。 2. デモンストレーター選考会の役員及び選考委員は、教育本部理事会が承認し、本部長が委嘱する。 3. 選考会に出場できる者は、公認スキー指導員資格及びB級以上の公認スキー検定員資格を有し、加盟団体長の推薦を得た者とする。 4. 選考方法は、デモンストレーター選考会開催要項により周知する。 5. S A Jデモンストレーターは、人格、識見、技術共に優れ、本連盟事業を通じて幅広くスキー界に貢献でき得る者とし、男女合わせて30名以内とする。 6. 任期は、次期選考会までの2年間とする。 7. この基準及び要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。 平成4年9月 制定 平成5年6月26日 改正 平成14年11月5日 改正 平成19年7月5日 改正 平成23年9月20日 改正 平成25年7月9日 改正 平成29年7月15日 改正 令和3年1月29日 改正	508 S A J<u>スキー</u>デモンストレーター選出基準及び要領 1. この基準は、本連盟公認規程及び教育本部規程第3条第4項に基づき、S A J <u>スキー</u>デモンストレーターの選考に関する必要な事項を定める。 2. <u>スキー</u>デモンストレーター選考会 <u>(以下「選考会」という。)</u>の役員及び選考委員は、教育本部理事会が承認し、本部長が委嘱する。 3. 選考会に出場できる者は、公認スキー指導員資格及びB級以上の公認スキー検定員資格を有し、<u>その資格が有効で</u>、加盟団体長の推薦を得た者とする。 4. 選考方法は、選考会開催要項により周知する。 5. S A J <u>スキー</u>デモンストレーターは、人格、識見、技術共に優れ、本連盟事業を通じて幅広くスキー界に貢献でき得る者とし、男女合わせて30名以内とする。 6. 任期は、次期選考会までの2年間とする。 7. この基準及び要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。 平成4年9月 制定 平成5年6月26日 改正 平成14年11月5日 改正 平成19年7月5日 改正 平成23年9月20日 改正 平成25年7月9日 改正 平成29年7月15日 改正 令和3年1月29日 改正 <u>令和7年5月29日 改正</u>	デモはスキーとスノーボードがあるため明確にする 明確化 ナショナルデモンストレーター選出基準及び要領に合わせる